

生徒指導規程

【令和7年度】



三次市立栗屋小学校

第1章 総則

この規程は、三次市の小中学校で学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

三次市立栗屋小学校においては、小中の義務教育 9 年間、一貫した生徒指導を行うため、十日市中学校と連携するとともに、本校の教育目標を実現させるために、生徒指導規程を定める。

本校は、この規程を児童ならびに家庭・地域に対して広く周知し、児童の健全育成に向けて、各関係機関と連携し、学校・家庭・地域を挙げて取り組むものとする。

【目的】

第1条 この規程は、三次市立栗屋小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

【登下校】

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、通学違反については、特別な指導をする。

- (1) 通学班での登校を原則とする。通学班の編成や通学路は、各地域によって決定し、変更がある場合は速やかに学校に連絡する。
- (2) 集合時刻、交通ルール、歩道でのマナーを守り、定められた通学路を通して登下校を行う。
- (3) 登校班の班長・副班長は、班内の年長者

が担当し、班員を一行に並べて登校させる。車道を横断する場合は、安全を確認したのち、横断する。

【登校・遅刻・欠席・早退・外出】

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために登下校等に関する規程を定める。

- (1) 登校時刻は、8時20分までとする。
- (2) 欠席の場合、8時20分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3) 遅刻の場合、8時20分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、教室に行く。
- (4) 欠席又は遅刻する場合は、登校班の班長又は副班長に連絡する。
- (5) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を予め学校に連絡する。
- (6) 原則、登校したら、下校時刻まで校外には出ない。特別な理由で外出する場合は職員室に連絡して許可を得る。
- (7) 登下校時、児童のみで店舗等に立ち寄らない。

【頭髪】

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や長さとする。改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

- (1) 肩や目にかからない髪の長さとする。
- (2) 肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。前髪が目にかかる場合、ピンでとめる。飾りのついたピンやリボン等華美なものは使用しない。

- (3) 染色・脱色・着毛・整髪料・パーマ・アイロン・そりこみ等不自然な髪型は禁止する。

【化粧・装飾・装身具】

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを禁止する。違反がある場合は、保護者の責任において改善を行う。児童には、特別な指導を行う。

- (1) 口紅（色付きリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具
- (4) 眉毛のそり落とし、眉毛の加工

【不要物の持込】

第6条 持ち込みの違反があった場合は、学校で預かり、保護者に返却する。

- (1) 携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品、菓子類等の持ち込み
- (2) 学校での学習活動に必要でないもの

【服装・身だしなみ等】

第7条 服装・身だしなみ等については、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。違反がある場合は、保護者の責任において改善を行う。児童には、特別な指導を行う。

- (1) 服装
 - ① 冬服 学校指定の制服を着用する。入学式・卒業式等の儀式では、必ず上着を着用する。
 - ② 夏服 学校指定の制服を着用する。
- (2) シャツ
 - ① 白カッターシャツ、白ポロシャツを着用し、シャツの裾はズボンの中に入れる。

- ② 白カッターシャツ、白ポロシャツの下には、衛生面、健康面を含めて無地の下着を着用する。

(3) ズボン・スカート

- ① 学校指定のズボンを着用する。ベルトを着用する場合、ベルトは無地で黒色とする。腰パン（ズボンをずらした着こなし）や裾擦り（床に裾がつき破れる）変形等は禁止する。

- ② 学校指定のつリスカートを着用する。スカート丈は、起立した状態で膝の中央が隠れる程度の長さとする。

(4) ブレザー

学校指定のブレザーを着用する。前ボタンをすべて留める。

(5) 靴下

- ① 色は白、黒、紺とする。
- ② くるぶしソックス、ルーズソックスは禁止する。
- ③ 色柄の入っているもの、フリル等装飾のあるものは禁止する。（ワンポイントは可）

(6) タイツ

冬季は、無地の黒色のタイツを着用してもよい。

(7) 通学靴

- ① 運動しやすい靴とする。かかとを踏まない。
- ② 雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(8) 上履きシューズ

学校指定のシューズを使用する。シューズに名前以外のものを書かない。かかとを踏まない。

(9) カーディガン・ベスト・セーター

- ① 機能的で、華美でないものを使用する。制服の裾からからはみ出さないものを使用する。
- ② 制服の上着の代わりに、カーディガン、ベスト、セーターを着て登下校することは禁止す

る。

- ③フードのついたものは禁止する。

(10) 防寒着

- ①機能的で、華美でないものを使用する。
- ②登下校時に着用し、原則教室内では着用しない。

【学校生活】

第8条 学校生活に関し、児童は次の事項を順守し、違反を繰り返す児童には、特別な指導を行う。

(1) 授業や学校生活全般

- ①自分の持ち物には、必ず記名する。
- ②時刻を守る。
- ③挨拶、返事、言葉づかいを適切にする。

(2) 休憩時間

- ①学校の外や立ち入り禁止場所には行かない。
- ②校内放送は、静かに聞く。
- ③特別教室や他の教室には勝手に入らない。
- ④廊下や階段等校舎内を走らず、右側通行を守る。
- ⑤学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切に使う。
- ⑥整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)
- ⑦グラウンド、体育館などの遊びのルールを守る。

(3) 保健室利用

- ①体調がすぐれない場合は、速やかに担任もしくは身近にいる学校職員に連絡する。特別な処置や回復時間が必要な場合は、養護教諭の判断により、保健室を利用することができる。利用時間は1時間程度とし、体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡し、家庭看護または医療機関受診を行う。

- ②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診をすすめる。

- ③虐待が疑われる場合は、学校より関係機関に通告し、連携して支援する。

※虐待：身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待または疑われる場合。また、保護者としての監護を著しく怠る等、疑われる場合。

(4) 給食

衛生面に注意して給食当番等をする。

(5) 掃除

掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。原則として不要なおしゃべりせず、時間いっぱい静かに掃除をする。

(6) 教育相談

学校は、児童、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、三次市こども応援センター等の関係機関と連携する。

(7) その他

- ①放課後に忘れ物等で再登校する場合は、職員室に報告する。
- ②卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- ③学校内の施設設備、備品等を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

【校区外の生活】

この章については、保護責任の観点から保護責任についても記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携をとり指導する。繰り返し指導を受ける児童には、特別な指導を行う。

第9条 日常の生活については、次のことを禁止する。

(1) 児童だけの校区外への外出

原則として、児童だけで校区外へ遊びに行かない。校区外在住の児童宅に遊びに行く場合は、両方の保護者がそのことを認知し、各家庭において十分な安全指導を行うものとする。

(2) 児童だけの娯楽施設・飲食店等への入店

児童だけでカラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店、飲食店等への入場は禁止する。

(3) 児童だけの外泊や夜間徘徊

①保護者は、夜間（午後8時から翌日午前6時までの時間）児童だけで外出させないようにする。

②休日に友達の家に遊びに行く場合は、原則として午後以降とし、午後5時までには帰宅する。

③児童が保護者留守家庭に遊びに行くことを禁止する。

④保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。

(4) 情報通信機器の利用

①本市は、学校への携帯電話等の持込を原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器については、保護者は、家庭でのルールを作り、使用させる。

ア 夜9時以降は使用させない。

イ フィルタリングを行う。

ウ 夜間の携帯電話等の保管場所を決める。

②児童がSNS等を介した不適切な使用や他者を誹謗中傷する書き込み等を行っている

ことが判明した場合は、保護者の責任において指導・対応することを求める。その際、学校は、関係機関に連携を図る。

(5) 酒・たばこ類等の購入

保護者は、酒、たばこ類を児童に購入させないようにする。

(6) 危険箇所への立入り

保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池等危険が予想される場所に児童を立入らせないようにする。

(7) 交通違反

①道路交通法に違反させないようにする。

②自転車に乗車する場合は必ずヘルメットを着用する。

第4章 特別な指導に関すること

【特別な指導】

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

【問題行動への特別な指導】

第10条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

①窃盗・万引き・占有物離脱横領

②喫煙・飲酒

③暴力・威圧・強要行為

④共建造物・備品等器物損壊

※学校でのきまりやマナーを守らず、上記のものを破損した場合、保護者は弁償する。

⑤交通違反

⑥性に関するもの

⑦薬物等乱用

⑧刃物等所持

⑨その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

①暴力行為（対教師・児童間・対人・器物損壊）

※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）

②喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為・同一場所滞在）

③いじめ

※定義「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

④登校後の無断外出、無断早退

⑤指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）

⑥携帯電話の持込み（許可申請を除く。）

⑦学習等に必要のない不要物持込み

⑧不正行為（テスト等のカンニング等）

⑨家出及び深夜徘徊

⑩金品強要

⑪無免許運転及び同乗

⑫無断アルバイト

⑬暴走族等、関係団体への加入及び参加

⑭不健全娯楽や不純異性交遊

⑮情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み

⑯その他、学校が教育上指導を必要とする判断した行為

【反省指導等】

第11条 特別な指導のうち、反省指導等は、次

の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 説諭

口頭による説諭指導（短時間での指導）

(2) 学校反省指導

①別室による反省指導

（1～2時間→半日→1日→3日→5日）

②授業観察による反省指導

（1日→3日→5日）

③教育相談と反省指導を複合した指導

（スクールカウンセラー・こども応援センター等）

④保護者来校による授業観察指導

（半日→1日→3日→5日）

⑤学校と保護者による協議

【反省指導の実施】

第12条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

(1) 反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活（授業等）で行う「授業反省指導」の2段階がある。

①反省指導期間中にあるテスト等は別室で受験する。

②反省指導期間中にある学校行事への参加は、別途協議する。

【反省指導の期間】

第13条 反省指導の期間については、次の通りとする。

別室反省指導の期間は、概ね1時間から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね1日から10日とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

【特別な指導を実施するにあたって】

第14条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時

の適切な行動は、どうすればよかったのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
- (2) 特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (3) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、指導を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。
- (5) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にし、短期間で行う。（目安となる日数を第11条に明記）また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

【規程の周知】

第15条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談等で直接説明を行い、ホームページで公開し周知する。

